

## 大阪府規則第三百三十四号

大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)

第六条の規定に基づき、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第一号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、平成二十八年三月三十一日までとする。  
(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。

(費用弁償)

第七条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、環境農林水産部において行う。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則の一部改正)

2 大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則(平成二十三

年大阪府規則第二十五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七十四条 (略)</p> <p>(大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会の委員の報酬の特例)</p> <p>第七十五条 大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会の委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会規則(平成二十五年大阪府規則第 号)第六条の規定にかかわらず、日額九千四百円とする。</p> <p>第七十六条―第七五十二条 (略)</p>	<p>第七十四条 (略)</p> <p>第七十五条―第七五十一条 (略)</p>